

令和4年度

第5回第二農地部会定例会議事録

令和4年8月30日（火）

ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

令和4年度 第5回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和4年8月30日(火) 午前10時20分
会 場 ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(11名)

19番	上野 栄一	5番	岸田 健	1番	小山 一成
2番	五十嵐 隆一	9番	大滝 正秋	10番	滝沢 記一
18番	長瀬 一成	20番	竹原 よし子	21番	望月 博
22番	山本 誠信	24番	笠原 浩一		

(2) 農地利用最適化推進委員(11名)

(安塚区) 高波 澄男、(浦川原区) 井部 慎一
(大島区) 高橋 三登一、田邊 清一
(牧区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道
(柿崎区) 宮川 武彦、長井 恒夫、(頸城区) 上井 康二
(大潟区) 細谷 正夫

2 欠席委員

(1) 農業委員…17番 岩崎 欣一の1名

(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 青田 俊一 (浦川原区) 田鹿 敏行
(柿崎区) 小池 孝志 (頸城区) 大島 伸一
(吉川区) 中嶋 琢郎、常山 哲夫
(三和区) 福原 弥、高橋 浩一の8名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵	
浦川原区駐在室	副主任	笠原 英明	
大島区駐在室	班長	上野 元之	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室長	小林 隆浩	主任 上田 良広
大潟区駐在室	班長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主任	閨間 邦明	
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸	
三和区駐在室	班長	中条 崇	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

18番 長瀬 一成 24番 笠原 浩一

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

⑦頸城区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

議案なし

⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午前10時20分 それでは、これより令和4年度第5回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員11名、欠席委員1名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員11名、欠席推進委員8名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>18番 長瀬 一成 委員、24番 笠原 浩一 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは着座のまま、黙読をお願いいたします。</p> <p>それでは、10番 滝沢 記一 委員に読み上げていただきます。</p> <p>滝沢委員、よろしくをお願いいたします。</p>
滝沢委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>滝沢委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《安塚区駐在室の議案》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

1頁、番号2102番をご覧ください。

譲渡人が財産処分のため、近隣で経営を拡大している譲受人へ売買により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<浦川原区駐在室の議案>

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

1頁、番号2508番をご覧ください。

譲受人が自身の宅地に近隣する申請地を規模拡大のため、贈与により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
	<u><議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について></u>
議 長	議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定1件を説明いたします。2頁、番号2526番をご覧ください。
	人・農地プランに搭載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
	<u><大島区駐在室の議案></u>
議 長	次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。
	<u><議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u>
議 長	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
大島区	大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 3 件を説明いたします。1 頁、番号 2976 番から 2978 番をご覧ください。</p> <p>番号 2976 番と番号 2977 番は、これまで別の借り手との間で利用権を設定されていましたが、借り手が高齢となり、離農することとなったため、新たに地域の担い手へ貸し付けるものです。</p> <p>番号 2978 番は、貸し手が離農することとなったため、新たに地域の担い手へ貸し付けるものです。</p> <p>なお、終期は、他の契約している筆と合わせるため、令和 10 年 5 月 9 日に設定するものです。</p> <p>これら 3 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>≪牧区駐在室の議案≫</p> <p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧区 駐在室	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。1 頁、番号 3384 番をご覧ください。</p> <p>譲渡人が財産処分のため、地域の農地所有適格法人へ無償譲渡により所有権を移転するものです。</p> <p>この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪柿崎区駐在室の議案≫

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号3745番から3746番までの2件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、耕作者へ売却2件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転2件を説明いたします。2頁、番号3913番、3914番をご覧ください。

番号3913番は、近隣で耕作している譲受人へ売買により所有権移転するもので

す。対価は、面積が小さいため1,000円に設定するものです。

番号3914番は、これまで農地中間管理機構を通じて利用権設定していた農地を合意解約により、当該農地の耕作者である譲受人へ売買により所有権移転するものです。この案件については、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定3件について、事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

3頁、番号3915番から3917番をご覧ください。

番号3915番は、これまで借り手との間で利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、新たに利用権を設定するものです。

番号3916番、3917番は、これまで円滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、相対契約で新たに利用権を設定するものです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

《大潟区駐在室の議案》

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞

議 長	報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	<p>大潟区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>1 頁、番号 4608 番と 4609 番を掲載いたしました。</p> <p>番号 4608 番は、大潟区土底浜地内の登記簿地目「畑」、面積 244 m²を一般個人住宅として利用するため、売買するものです。</p> <p>番号 4609 番は、大潟区下小船津浜地内の登記簿地目「畑」、面積 89 m²を一般個人住宅として利用するため、売買するものです。</p> <p>位置図は、2 頁と 3 頁に掲載しましたのでご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	特に質問等がないようですので、本件について承認いたします。
議 長	<p>＜頸城区駐在室の議案＞</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 4 件を説明いたします。1 頁、番号 5427 番から番号 5430 番をご覧ください。</p> <p>番号 5427 番及び番号 5428 番は、期間満了による再設定で、契約期間は 5 年です。</p> <p>番号 5429 番及び番号 5430 番は、新規に利用権を設定するもので、契約期間は 6 年です。</p> <p>なお、これら 4 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪三和区駐在室の議案≫

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について＞

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

1頁をご覧ください。

番号8605番は、三和区末野新田地内の農地を「駐車場」に転用するものです。

2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請農地は、三和区末野新田地内の畑1筆428㎡です。

申請者は、三和区内でガソリンスタンドを運営していますが、タンクローリー等の業務用車両を店舗の周辺に分散して駐車するなどしているため、業務に支障をきたしている状態です。このことから、申請地を借り受け、駐車場を一箇所にまとめ業務の効率化を図るものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断いたしました。

土地利用計画は、5台分の駐車場428㎡で、工期は許可日から令和4年10月31日までです。

転用にあたり、雨水は道路側溝への排水と、地下浸透で周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。4 頁、8699 番をご覧ください。

譲渡人が資産整理のため、近隣で経営を拡大している譲受人へ売買により所有権移転するものです。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 2 件について、事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

貸借権設定 2 件について、説明いたします。

5 頁、番号 8697 番、8698 番をご覧ください。

いずれも再設定で、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計

画の策定を市長へ要請することといたします。

上野部会長

以上で、用意された議案の審議は終了しました。

【7. その他】

上野部会長

他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。

上野部会長

他に何もありませんので、この後の進行は事務局に代わります。
長時間のご審議、ご苦労様でした。

柿崎区

駐在室長

上野部会長、ありがとうございました。

【8. 部会長職務代理あいさつ】

柿崎区

駐在室長

閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。

(岸田職務代理あいさつ)

【9. 閉会】

柿崎区

駐在室長

以上をもちまして、令和4年度第5回第二農地部会定例会を閉会いたします。
皆様、お疲れ様でした。

午前10時43分終了

(農地部会終了後、地区会議開催)